

江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内共第5号第五種共同漁業権(以下「内共第5号」という。)の管理及び行使に必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第5号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.資格
あゆ漁業	竿釣、投網、たも網(にごりかき)、手先網、こねおこし、うなわへら、おがらぎり、やな、刺網、建網、手掛網、丈高網、待ち網	組合員であること
こい漁業	手釣、竿釣、延縄、建網、刺網、投網、建引網	組合員であること
すずき漁業	手釣、竿釣、瀬網、延縄	組合員であること
うなぎ漁業	手釣、竿釣、うなぎ箱、うなぎ籠、延縄、ほこずき	組合員であること
うぐい漁業	手釣、竿釣、延縄、投網、建網、刺網、手掛網	組合員であること
おいかわ(はえ)漁業	手釣、竿釣、投網、建網、刺網	組合員であること
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む)、ごぎ(いわな含む)漁業	手釣、竿釣	組合員であること
もくずがに漁業	手釣、竿釣、網せん、かに籠	組合員であること

2. 前項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(経営委任の禁止等)

第3条 前条第1項に規定するものは、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれ、イ欄の方法により、ウ欄の統数又は規模により、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ採捕してはならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア. 漁業 の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数 又規模	エ. 区 域	オ. 操業期間
あゆ漁業	釣		江の川本流及び各支流	組合の定める日から 12月31日まで
			濁川断魚溪上流	7月10日から 12月31日まで
	投網 たも網 (にごりかき) 待ち網	網目全て 3cm(11 節)以上	美郷町明塚発電所放水 口下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流	組合の定める日から 12月31日まで
			江の川各支流	組合の定める日から 12月31日まで
			江の川支流沢谷川河口 右岸突端下流 50mのと ころから美郷町明塚発 電所放水口上流 200mの 間	6月15日から 12月31日まで
	刺網 建網 手掛網 手先網	浮子方の長さ 30m 以下 網目 3.3cm(10 節) 以上	江の川支流沢谷川河口 右岸突端下流 50mのと ころから美郷町明塚発 電所放水口上流 200mの 間	7月1日から 10月20日まで
			濁川断魚溪下流 八戸川第一発電所放水 口下流 出羽川	8月7日から 12月31日まで
			八戸川第一発電所放水 口上流	9月10日から 12月31日まで
		網目全て 3.3cm(10 節)以上、漁船を使用 しないこと		

	刺網 建網 手掛網 丈高網 手先網	刺網、建網、手掛網、 丈高網は浮子方の 長さ75m以下 網目全て3.3cm(10 節)以上	美郷町明塚発電所放水 □下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流	組合の定める日から 12月31日まで
	うなわへら		美郷町明塚発電所放水 □下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流 (川越島ヶ瀬より下流は 除く)	8月1日から 9月15日まで
	おがらざり	刺網、建網、手掛網 の浮子方の総延長 は75mまで 網目全て 3.3cm(10 節)以上 齋し縄2本まで	美郷町明塚発電所放水 □下流 300mより下流の 本流(川越和田の瀬より 下流は除く)	8月1日から 10月20日まで
			浜原ダム堰堤上流200m より上流の本流	8月1日から 10月31日まで
	やな		江の川本流及び各支流	8月15日から 10月31日まで
こい漁業	釣 投網 延縄	網目4.3cm(8節)以 上 縄の長さ本流 100m 以下、支流 20m以下	江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
	建網 刺網	浮子方の長さ 75m 以下 網目 7.5cm(5節)以 上	美郷町明塚発電所放水 □下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流	1月1日から 12月31日まで
		浮子方の長さ 30m 以下 網目 7.5cm(5節)以 上、支流は漁船を使用 しないこと	本流は江の川支流沢谷 川河口右岸突端下流 50 mのところから美郷町明 塚発電所放水口上流 200mの間、支流は出羽 川、濁川、八戸川	1月1日から 12月31日まで

	建引網	浮子方の長さ 75m 以下 網目 7.5cm(5 節)以 上	入合地帯に限る	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
すずき漁業	釣 延 縄	縄の長さ 100m以下	江の川本流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	瀬 網	網の長さは河川流 幅の4分の 3 以下	美郷町明塚発電所放水 口下流 300mより下流の 本流	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ漁業	釣 延 縄 うなぎ箱 うなぎ籠 ほこずき	縄の長さ本流 100m 以下、支流 20m以下 1人 6 個まで 1人 6 個まで	江の川本流及び各支流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うぐい漁業	釣 投 網 延 縄	網目 4.3cm(8 節)以 上 縄の長さ本流 100m 以下、支流 20m以下	江の川本流及び各支流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	建 網	浮子方の長さ 75m 以下 網目 7.5cm(5 節)以 上	美郷町明塚発電所放水 口下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	刺 網	浮子方の長さ 30m 以下 網目 7.5cm(5 節)以 上、支流は漁船を使 用しないこと	本流は江の川支流沢谷 川河口右岸突端下流 50 mのところから美郷町明 塚発電所放水口上流 200mの間、支流は出羽 川、濁川、八戸川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
おいかわ (はえ)漁業	釣		江の川本流及び各支流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	投 網	網目 3cm(11 節)以上	江の川本流及び各支流	8 月 1 日から 翌年 2 月末日まで
	建 網	浮子方の長さ 30m 以下 網目 3.3cm(10 節) 以上	江の川支流沢谷川河口 右岸突端下流 50mの ところから美郷町明塚 発電所放水口上流 200m の間	7 月 1 日から 翌年 2 月末日まで
		浮子方の長さ 30m 以下 網目 3.3cm(10 節) 以上、漁船を使用し ないこと	濁川断魚溪下流 八戸川第一発電所放水 口下流 出羽川	8 月 7 日から 翌年 2 月末日まで
		浮子方の長さ 75m 以下 網目 3.3cm(10 節) 以上	美郷町明塚発電所放水 口下流 300mより下流の 本流と浜原ダム堰堤上 流 200mより上流の本流	組合の定める日から 翌年 2 月末日まで
やまめ(あま ご並びに降海 型やまめ及び あまごを含 む)漁業	釣		江の川本流及び各支流	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
ごぎ(いわな を含む)漁業	釣		江の川本流及び各支流 (ただし、支流亀谷川を 除く)	
もくずがに 漁業	釣 網せん かに籠		江の川本流	8 月 1 日から 11 月 20 日まで

2. 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定して公示しなければならない。

3. 第 1 項にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁に限り 10 月 15 日から 11 月 30 日まで禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）については 10 月 20 日から 11 月 30 日までとする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りでない。

① 浜原ダム湖

② 邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流 200m の区間

4. 前項ただし書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報

告しなければならない。

5. 第1項にかかわらず、もくずがに漁業については、産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。
6. 第1項表中に定めてある江の川本流及び支流の境界は、河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

(当該漁業を行う者等の決定)

第5条 理事は第2条に規定する漁業について、当該漁業を行う者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を行う者を定めなければならない。ただし第2条に規定する有資格者が当該漁業権の存続期間中当該漁業を営むことが出来ないような定めをしてはならない。

1. その者が当該漁業に対する生活依存度
2. その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
3. その者の当該経営能力

(体長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
もくずがに	甲羅幅7cm以下

(漁業権管理費の負担)

第8条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員は内共第5号の維持管理に要する経費にあてるため行使料を組合に納付しなければならない。

2. 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第9条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは理事は当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2. 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは組合は当該者に対して過怠金を課すことができる。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるものの外この規則の実施に関し必要な事項は理事が定めることができる。

附 則

・この規則は平成31年3月29日より実施する。